

議案第14号

志摩市絵かきの町交流広場の設置及び管理に関する条例の制定について

志摩市絵かきの町交流広場の設置及び管理に関する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市絵かきの町交流広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 観光客及び市民の利便に供するため、志摩市絵かきの町交流広場(以下「交流広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 志摩市絵かきの町交流広場
- (2) 位置 志摩市大王町波切277番地16

(休業日)

第3条 交流広場の休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設定することができる。

(供用時間等)

第4条 交流広場の供用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 交流広場に駐車ができる自動車等の範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、交流広場の供

用時間及び駐車ができる自動車等の範囲を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 交流広場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、規則で定める利用券の交付を受けた者については、その交付を受けたときに当該許可を受けたものとみなす。

2 前項前段の規定は、許可された事項を変更しようとする場合に準用する。

3 市長は、交流広場の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第6条 市長は、前条の許可を受けようとする者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をせず、又は利用の停止を命じ、若しくは既にした利用の許可を取り消すことができる。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) その利用が施設又は附属する設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

(4) その利用がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交流広場の管理運営上支障があると認められるとき。

(職員)

第7条 交流広場に、必要な職員を置くことができる。

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者(同条第2項で準用する場合を含む。以下これらを「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかつたとき。
 - (2) 利用者が利用前にその取消し又は変更の申出をし、市長が認めたとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
- (禁止行為)

第 10 条 何人も交流広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者の利用を妨げること。
- (2) 交流広場の施設、附属する設備又は利用者の物品等を損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、交流広場の管理に支障があると認められる行為をすること。

(交流広場の休止)

第 11 条 市長は、交流広場の補修その他管理上の必要があると認めるときは、交流広場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(指定管理者による管理)

第 12 条 交流広場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により交流広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、交流広場の休業日及び供用時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第 5 条、第 6 条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 18 条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

第 13 条 前条第 1 項の規定により交流広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 交流広場の利用の許可に関する業務
- (2) 交流広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 交流広場の施設及び附属する設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が交流広場の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第 14 条 第 12 条第 1 項の規定により、交流広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金の額は、第 8 条第 1 項に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

3 指定管理者は、第 9 条及び前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(利用料金の収受)

第 15 条 市長は、前条の規定により納付された利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(原状回復の義務)

第 16 条 利用者は、その利用が終了したときは、直ちに交流広場を原状に回復して返還しなければならない。第 6 条の規定により利用の停止を命じられ、又は利用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第 17 条 交流広場の施設又は附属する設備その他物件を損傷し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第 18 条 交流広場の利用において、物品等の災害、盗難その他市の責めに帰さない事由によって生じた損害については、市はその責めを負わない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(大王崎観光駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 大王崎観光駐車場の設置及び管理に関する条例(平成 24 年志摩市条例第 44 号)は、廃止する。

別表第 1(第 4 条関係)

駐車ができる自動車等の範囲

種類・区分	駐車ができる自動車等
大型自動車等	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車
普通自動車等	道路交通法第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車

別表第 2(第 8 条、第 14 条関係)

交流広場の使用料

種類・区分	単位		使用料
大型自動車等を駐車するとき	1 日	1 台	1,000 円
普通自動車等を駐車するとき	1 日	1 台	300 円
貸切利用するとき	1 時間		1,500 円